

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2024年12月18日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則 (略)</p> <p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額（旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間内の駅においては、第 29 条の 2 の規定により IC 運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額。）に満たないとき（<u>ただし、一部の乗換改札機を利用する場合</u>及び Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅から入場する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場する場合を除きます。）、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。）</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日とし</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則 (略)</p> <p>(制限事項等)</p> <p>第 24 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。</p> <p>3 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。</p> <p>(1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額（旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間内の駅においては、第 29 条の 2 の規定により IC 運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額。）に満たないとき（<u>別に定める改札機</u>及び Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅から入場する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場する場合を除きます。）、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。）</p> <p>(2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）に満たないとき</p> <p>(3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき</p> <p>(4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日とし</p>

改正前	改正後
<p>て、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>て、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき</p> <p>(5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合があります。</p> <p>(略)</p>